例外承認申請（アンティーク照明）の記載例

様式第８（第10条、第18条関係）

電　気　用　品　例　外　承　認　申　請　書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）　　印

電気用品安全法第８条第１項第１号（第２７条第２項第１号）の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

１　電気用品の品名

電気スタンド、その他の白熱電灯器具、電灯付家具及びコンセント付家具

【記載上の注意点】

- アンティーク照明器具等を取扱う事業の性質上、上記４品目すべてを記載いただくことが原則になると思われますが、取扱わないことが確実な電気用品がある場合は当該品目を削除してください。
- ただし、取扱うことになった場合は、別途承認申請が必要となりますのでご注意をお願いします。

２　対象となる技術基準

電気用品安全法第8条第2項に規定する検査と同様の検査を実施し、その検査記録を作成し、3年間保存する。

【記載上の注意点】

- 販売予定の電気用品につき、実際に検査を実施の上、その検査記録（最低１例以上）を添付してください。
- 電気用品安全法施行規則第１１条第２項に規定する検査記録に記載すべき事項（製品概要等）を忘れずに記載してください。

３　承認を申請する理由

当該電気用品は、昭和43年11月の旧電気用品取締法施行以前に生産されており、主に装飾・観賞を目的とした古美術品としての貴重性・希少性（通常1品もの）をもって取引がなされるものであるため。

【記載上の注意点】

- 上記２．で実際検査を実施した①製品の写真（カラー）、②昭和４３年１１月の旧電気用品取締法施行以前に生産されておりその貴重性・希少性（通常１品もの）から古美術品として取引されるものである何らかの証拠・証明書類等（書式等自由）及びその旨を十分に確認した上で販売等を行うという誓約書（記載例：添付資料１）を添付してください。

4　用途

当該電気用品が法第10条第1項の表示が付されていない電気用品であり、取扱注意が必要なことを購入者が確実に理解できるよう説明等を行った上で、その旨記載された取扱説明書を添付して販売する。

【記載上の注意点】

- 取扱注意が必要な旨記載された取扱説明書の該当部分を添付してください。
- なお、取扱説明書には、経済産業大臣の例外承認を受けた製品である旨と事業者名・住所・電話番号を記載の上、当該製品の写真（カラー）も添付してください（記載例：添付資料２）。
- 例外承認申請事業者以外の販売事業者に販売を予定している場合は、販売事業者と販売に当たって取り決める誓約書を添付してください（記載例：添付資料３）。

5　製造、輸入又は販売を予定する数量

【記載上の注意点】

- 申請する電気用品の区分（電気スタンド、その他の白熱電灯器具、電灯付家具及びコンセント付家具）毎に、製造、輸入又は販売を行う予定数量を記載してください。
- 向こう２年間の月別の販売計画を記載してください（承認申請は数量限定で２年更新とする。）。

6　届出の年月日及び電気用品の型式の区分

【記載上の注意点】

- 申請する電気用品の区分（電気スタンド、その他の白熱電灯器具、電灯付家具及びコンセント付家具）毎に、該当する電気用品の型式の区分及び当該型式について製造又は輸入事業にかかる法の届出を行った年月日を記載してください。また、当該届出書及び型式の区分を添付してください。

（備考）１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

【記載例についての注意事項】

○ 申請書の各記載項目について詳細にわたる場合は、別紙も可。

○ なお、上記内容はあくまで例示であるため、申請の内容によっては審査に必要な資料の提出を追加で求める場合がありえることを御了承ください。